

条例の制定・改正

鞍手町への定住の促進と人口の増加を図るため

▼定住促進奨励金交付条例の制定

(全員賛成で可決)

鞍手町に定住する目的をもって住宅を取得する方に対し奨励金を交付することに、活力にあふれた町づくりに寄与することを目的に定住促進奨励金交付条例が制定されました。

地方税法等の一部改正や納税義務者の利便性向上を図るため

▼税条例等の改正

(賛成10・反対2で可決)

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の施行に

伴う改正や納税義務者の利便性、実情に応じた住民福祉やサービスの向上を図るために税条例等の一部が改正されました。

鞍手町歴史民俗資料館が博物館指定登録を受けたため

▼歴史民俗資料館設置条例の改正

▼歴史民俗資料館管理運営に関する条例の改正

(全員賛成で可決)

歴史民俗資料館の長年の活動実績が評価され、博物館の指定登録を受けたことにより名称の変更



ぎんせいてんかん
日本に4例しかない銀製天冠
(歴史民俗資料館蔵・レプリカ)

が必要となったため、歴史民俗資料館設置条例と歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部が改正されました。

鞍手町総合福祉センターの施設料金見直しのため

▼総合福祉センター設置及び管理に関する条例の改正

(全員賛成で可決)

総合福祉センターと文化体育総合施設使用料金の算定基準の整合性を図り、施設利用者が公正な受益者となるよう使用料

金を見直すため、総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部が改正されました。

鞍手町附属機関等の要綱に基づき内容の整備をするため

▼隣保館設置及び管理条例の改正

(全員賛成で可決)

附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱に基づき選出区分等の整備を行うため、隣保館設置及び管理条例の一部が改正されました。

反対討論

税条例等の一部を改正する条例は、福祉への寄与やサービスの向上も含まれていますが、株式等の配当等に係る所得、いわゆる不労所得について所得税が20%から10%に減額されています。

この期間をさらに2年間延長するという内容が含まれていることから、反対します。

(宇田川 亮)

その他の議案

鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定

(全員賛成で可決)

総合福祉センターの管理運営を行う指定管理者を定めるため指定がなされました。

【法人・団体名】

社会福祉法人

鞍手町社会福祉協議会

【住所】

鞍手町大字新延414

番地1

【代表者】

会長 松尾 徹

新しい人事

◎人権擁護委員の推薦に同意

人権擁護委員・熊井眞理子氏(古門)の任期が平成24年3月31日で満了となることから、その後任として筒井通仁氏を推薦することに同意しました。



つついみちひと
筒井通仁氏 (62歳)

(1期目)

現住所 古門747番地1

任期 平成24年4月1日から
平成27年3月31日まで